

記載例1 様式第7号 (検察官の上申の場合)

[罰金刑に処せられた者の特赦又は復権の例]

調 査 書	
1 氏名及び年齢 ○ ○ ○ ○	最終犯時 56年 4月 上申時 59年10月
2 心身の状況 健康状態は普通で、知能も普通域にあると思われる。性格は明朗、活発である。本件時は、他人の意見を聞かないで無理をする傾向が見受けられたが、現在では、慎重に行動するようになり、年齢相応の落ち着きが認められる。	
3 経歴及び行状 昭和○○年○月○○県○○市において、雑貨商を営む父○○の第2子長男として出生。昭和○○年○月○○県立○○高等学校を卒業後、文具販売会社に就職するが、昭和○○年○月家業である雑貨商を継ぐべく、有限会社○○商會に入社。昭和○○年○月父の経営する会社とは別に文具小売店を開業し、昭和○○年○月文具関連商品の販売を業とする有限会社○○堂を設立して代表取締役就任した。その間、昭和○○年には、○○○○と婚姻し、2男をもうけるなど、その後順調に事業を営み、昭和○○年○月に跡を受け継いだ父親の会社を合併し、前記会社を株式会社○○堂に改めて代表取締役就任し、現在に至っている。 本人は、上記会社の経営に当たる一方、同業者の組合である○○県文具商業協同組合の理事など各種団体の役員に就任して活動しており、平成○○年○月に業界の団体役員として永年活動した功績を認められ、同商業協同組合から感謝状を受けるなど、業界における信頼は厚く、また、一方、地域社会における風評も良好で、真面目な生活を送っている。	
4 家族の状況 妻○○ (○○歳, 株式会社○○堂取締役), 次男○○ (○○歳, 会社員) と同居し、同居家族との関係は円満である。 長男○○ (○○歳, 株式会社○○堂取締役) は、妻○○ (○○歳, 無職), 長男○○ (○○歳, 中学○年生), 長女○○ (○○歳, 小学○年生) と共に○○県○○市で生活している。長男家族とは交流があり、関係は良好であると認められる。	

本人の父は平成〇年に、母は平成〇年にそれぞれ死亡している。

5 資産及び生計並びに将来の生計方針

本人の収入として、経営する会社の役員報酬等が、年間で約〇, 〇〇〇万円ある。また、会社の共同経営者である妻の役員報酬等も年間で約〇, 〇〇〇万円ある。本人名義の不動産として、宅地〇〇〇平方メートル、家屋1棟（延べ床面積〇〇〇平方メートル）があり、その他の資産として、株券及び預貯金等が合計約〇〇〇万円ある。

生計は安定しており、今後も会社経営を継続する意向であり、生計方針に問題は認められない。

6 犯時の職業及び生活状況

1, 2 刑時とも上記会社の代表取締役として安定した生活を送っていた。

7 犯罪の動機、原因及び概要

(1 刑) 上記の株式会社〇〇堂の従業員であった被害者が、同会社内部の配置換えに際し会社の指示に従わなかったため、平成〇年〇月〇日午後3時頃、会社事務室において被害者を説得しようとしたところ、かえって反抗的態度に出られたため、憤慨した挙げ句、被害者の顔面を右手の拳で数発殴り付けて、加療約14日間を要する顔面挫創等の傷害を負わせたものである。

(2 刑) 平成〇年〇月〇日午後〇時頃、同業者の組合の会合に普通乗用自動車を運転して出掛け、会合終了後に同業者らとビール等を飲酒した後、同日午後〇時頃、自宅に同自動車を運転して帰る途中、対向車に気を取られるなど注意力が散漫となり、前方注視の注意義務を怠った過失により、信号機の赤色表示に従って停止した前車を前方約〇メートルの地点で発見し、ブレーキを掛けたが間に合わず、同車後部に自車前部を衝突させ、前車の運転者に加療約30日間を要する頭部打撲、頸椎捻挫等の傷害を負わせたものである。

8 犯罪に関する参考事項

(1 刑) 被害者の告訴によって検挙された。

(2 刑) 自ら警察署に携帯電話で連絡したほか、救急車が到着するまでの間、被害者の救護に当たった。

9 被害者及び社会の感情

(1 刑) 事件後、被害者に謝罪文と共に、見舞金〇〇万円を送り謝罪している。

平成〇年〇月〇日に被害者の感情を電話で調査したところ、被害者は現在〇〇市内の〇〇会社に勤めていて、本人とは年賀状のやり取りをしており、本人に対して悪感情はなく、恩赦についても異存はない旨申し述べるなど、その感情は融和していると認められる。

(2刑) 見舞金〇〇万円を支払ったほか、何度も病院に見舞いに行き謝罪するなど、被害者に対する慰謝に誠意を尽くした結果、〇〇年〇月〇〇日、治療費(〇〇万〇、〇〇〇円)のほか休業補償費等合計〇〇万〇、〇〇〇円を支払うことで示談が成立した。平成〇年〇月〇日に被害者の感情を電話で調査したところ、被害者に後遺症はなく、本人に悪感情は抱いてはおらず、恩赦についても異存はない旨申し述べるなど、その感情は融和していると認められる。

なお、1刑の事件当時の会社内における従業員等の感情は本人に同情的であり、また、現在、業界、地域内の本人に対する感情に批判的なものは見られない。

10 その他参考となる事項

本人は、昭和〇〇年〇月〇〇日普通自動車運転免許を取得。本件2刑の事故により免許停止90日の処分を受けた。現在はできるだけ自動車の運転を控えているが、運転する際は安全運転に心掛けており、2刑の事故じゃっ起後は違反、事故はない。

また、普段の晩酌は缶ビール1本程度に控え、会合等で外出した際に飲酒するときは、決して自動車では出掛けないなど、飲酒運転をしないように注意して生活している。

11 総合所見

本件事案は、いずれも悪質であるが、その後は深く前非を悔いて行状を慎んでおり、改しゅんの情が顕著に認められる。

2刑の罰金完納後、2年10月を経過するが、この間本人は、会社経営を続け、家族と共に安定した生活を営む一方、自動車の安全運転に努め、平素の行状も良好であることから、今後再び犯罪をするおそれはないものと認められる。

ところで、本件恩赦の出願の趣旨は、本人が長年にわたり〇〇県文具商業協同組合の理事等として業界の発展に尽力し、今後も同様に業界の運営、発展に寄与する意向であるところ、本件前科のあることにより、精神的に負担を感じ十分な活動ができず、また、自己が経営する会社の責任者として、社員教育の際に、指導、監督に万全を期し得ないというものである。

本人は、それぞれの被害者に対する慰謝の措置を了し、各被害者ともその

感情は融和している。また、本人の前記情状に照らし、恩赦により、社会感情を刺激するおそれはないものと認められる。

以上を総合的に勘案するに、本人の業界発展のために尽力した功績、業界における信望等は認められるものの、最終の判決確定後2年10月を経過したにすぎない上、特赦に浴させるほどの特段の事情があるとは認められないので、現時点において特赦を行うことは相当でないと思料する。

しかし、本件刑に処せられたことが事実上本人の社会生活の障害となっていることは認められるため、本人の情状等に照らし、本人に対しては復権を行うことが相当であると思料する。

上記のとおりである。

平成 年 月 日

上申者 ○○地方検察庁検事正 ○ ○ ○ ○ 印

